

令4福個答申第5号
令和4年11月17日

福岡市長 高島 宗一郎 様

福岡市個人情報保護審議会
会長 五十川 直行

個人情報保護法の改正に伴う
福岡市の個人情報保護制度における対応について（答申）

福岡市個人情報保護条例（平成17年福岡市条例第103号）第56条第2項第4号の規定に基づき、令和4年3月22日付け情公第410号により諮問を受けました下記の案件につき、別紙のとおり答申いたします。

記

諮問第167号

「個人情報保護法の改正に伴う福岡市の個人情報保護制度における対応について」
（令和4年3月22日諮問）

**個人情報保護法の改正に伴う
福岡市の個人情報保護制度における対応について
（ 答 申 ）**

**令和４年１１月
福岡市個人情報保護審議会**

目 次

第 1	答申にあたって	1
第 2	個人情報保護制度の一元化と審議会での審議の考え方	2
1	個人情報保護制度の一元化	2
2	審議会での審議の考え方	2
第 3	改正法に基づき条例で定める事項	3
1	【必要的規定】開示請求における手数料	3
2	【必要的規定】行政機関等匿名加工情報の利用契約における手数料	4
3	【任意的規定】条例要配慮個人情報の内容	5
4	【任意的規定】個人情報取扱事務登録簿の作成・公表	7
5	【任意的規定】開示請求における不開示情報の範囲	9
6	【任意的規定】開示・訂正・利用停止の手続	1 3
7	【任意的規定】審査請求の手続	1 5
8	【任意的規定】審議会への諮問	1 7
第 4	参考資料	1 9
○	諮問書	1 9
○	審議の経過	2 0
○	福岡市個人情報保護審議会委員名簿	2 1
○	関係法令	2 2

第１ 答申にあたって

福岡市においては、市民の個人情報を保護するため、平成３年に福岡市個人情報保護条例（以下「現行条例」という。）を制定した後、平成１５年の個人情報保護関連５法の制定や、平成２５年の「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の制定等に際して必要な改正を行いながら、市民の個人情報の適正な取扱いの確保に努めてきました。

今般、社会全体のデジタル化に対応した個人情報の保護とデータ流通の両立や、個人情報の保護に関する国際的な制度調和の観点から、国において「個人情報の保護に関する法律」（以下「個人情報保護法」という。）の改正が行われました。

改正された個人情報保護法（以下「改正法」という。）のうち、地方公共団体に適用される規定は、令和５年４月１日に施行されることから、福岡市においても、それまでの間に必要な準備を行う必要があります。

このような状況の下、当審議会は、令和４年３月２２日に福岡市長から「個人情報保護法の改正に伴う福岡市の個人情報保護制度における対応について」の諮問を受け、審議会及び同個人情報保護制度部会において、同年１１月まで計９回の審議を行い、改正法の施行に向けた対応の方向性について答申をまとめるに至りました。

福岡市においては、この答申を踏まえて、現行条例の改廃など必要な対応を行うとともに、市民の個人情報がこれまでと同様に適正に保護されるよう、取り組まれることを強く望みます。

最後に、熱心に審議をいただいた委員各位に敬意を表し、感謝を申し上げます。

令和４年１１月１７日

福岡市個人情報保護審議会
会長 五十川 直行

第2 個人情報保護制度の一元化と審議会での審議の考え方

1 個人情報保護制度の一元化

これまでの個人情報保護制度においては、個人情報保護法における基本理念などを共通の基本法とする一方、個人情報の取扱いなど具体的な規律については、民間事業者には個人情報保護法、国の行政機関には「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」（以下「行政機関個人情報保護法」という。）、独立行政法人等には「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」（以下「独立行政法人等個人情報保護法」という。）、地方公共団体には個人情報保護条例のように、適用対象ごとにそれぞれ法律や条例で定められていた。

今般、社会全体のデジタル化に対応した個人情報の保護とデータ流通の両立や、個人情報の保護に関する国際的な制度調和の観点から、国において個人情報保護制度の見直しが行われた。

この中では、個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法を改正法に統合するとともに、地方公共団体の個人情報保護制度についても改正法における全国的な共通ルールが直接適用されることとなり、地方公共団体では、改正法の施行までの間に、その施行に必要なものとして、改正法において、①条例で必ず定める必要があるとされている規定（以下「必要的規定」という。）及び②改正法の特例として条例で定めることができるとされている規定（以下「任意的規定」という。）を整備することとされた。

2 審議会での審議の考え方

上記1を踏まえて、当審議会では、現行条例と改正法の規定の異同にも留意しつつ、福岡市における改正法の施行に当たり必要となる、改正法が定める必要的規定の内容、任意的規定の要否とその内容の方向性について審議を行った。

【必要的規定】

- 開示請求における手数料（第 89 条）
- 行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約における手数料（第 119 条）

【任意的規定】

- 条例要配慮個人情報の内容（第 60 条）
- 個人情報取扱事務登録簿の作成・公表に係る事項（第 75 条）
- 開示請求における不開示情報の範囲（第 78 条）
- 開示・訂正・利用停止及び審査請求の手続（第 107 条及び第 108 条）
- 個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときの審議会等への諮問（第 129 条）

第3 改正法に基づき条例で定める事項

1 【必要的規定】開示請求における手数料

市民の利便性、公文書公開請求制度との整合の観点から、開示請求における費用については、現行条例の取扱いと同様にすべきであり、開示の実施に当たって写しの作成及び送付に要する費用を徴収できるよう規定を置くべきである。

【説 明】

改正法では、地方公共団体の機関に対し開示請求をする者は、条例で定めるところにより、実費の範囲内において条例で定める額の手数料を納めなければならないと規定されている（第89条第2項）。

一方、現行条例では、開示請求について手数料は徴収しておらず、開示の実施については、閲覧又は視聴の方法による開示は無料としているが、写しの交付の方法による開示を受ける者は、市長が定めるところにより、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならないと規定されている（第31条）。

この点について改正法では、開示請求等の手続については、改正法の規定に反しない限り、条例で必要な規定を定めることを妨げるものではないと規定されており（第108条）、条例で定めるところにより、手数料を徴収しないこととすること（手数料の額を無料とすること）や、コピー代や記録媒体の費用等の実費について、開示請求の手数料とは別に徴収することは可能とされている。

現行条例における開示請求の費用負担は、公文書公開請求制度との整合を図りながら、長年に渡って運用されてきたものであり、今回の改正をきっかけに従来の取扱いを変更しなければならない理由も認められない。

そのため、市民の利便性や、公文書公開請求制度との整合の観点を踏まえると、開示請求における費用については、現行条例の取扱いと同様にすべきであり、開示の実施に当たって写しの作成及び送付に要する費用を徴収できるよう規定を置くべきである。

2 【必要的規定】行政機関等匿名加工情報の利用契約における手数料

行政機関等匿名加工情報の利用契約における手数料については、政令に定める標準額のとおりとすべきである。

【説 明】

改正法では、都道府県及び政令指定都市に対して、新たに行政機関等匿名加工情報の提供制度の導入が義務付けられ、行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を地方公共団体の機関と締結する者は、条例で定めるところにより、実費を勘案して政令で定める額を標準として条例で定める額の手数料を納めなければならないこととされた（第 119 条第 3 項及び第 4 項）。

この点について、個人情報の保護に関する法律施行令（以下「政令」という。）で定める手数料の額は、国の行政機関における人件費や提案の審査の所要時間等から算出されているが、福岡市においてこれと異なる定めをする特段の事情は見当たらないことから、行政機関等匿名加工情報の手数料については、標準額のとおりとすべきである。

【参 考】

《行政機関等匿名加工情報》

個人情報ファイルを構成する保有個人情報を個人情報保護委員会規則で定める基準で加工することにより、特定の個人を識別できないようにした情報（第 60 条第 3 項）。

《行政機関等匿名加工情報の提供制度》

地方公共団体の機関が毎年度 1 回以上、行政機関等匿名加工情報の利用について提案の募集を行い、事業に利用しようとする者からの提案内容が、改正法の規定する基準に適合するかを審査した上で、契約を締結し、提供する制度（第 5 章第 5 節）。

《政令第 31 条に定める標準額》

区分	手数料額
新規作成	・ 基本事務：21,000 円 ・ 職員の工数：3,950 円／時間 ・ 専門業者への加工委託料
既 成 （新規作成契約者以外）	・ 新規作成と同額
既 成 （新規作成契約者）	・ 12,600 円

3 【任意的規定】条例要配慮個人情報の内容

現時点において、条例要配慮個人情報として独自に規定すべき内容はなく、今後の市の施策展開等により必要が生じた際に改めて検討すべきである。

【説 明】

改正法では、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報を「要配慮個人情報」として定義した上で（第2条第3項）、さらに、地域の特性その他の事情に応じて、本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要する個人情報を「条例要配慮個人情報」として条例で定めることができると規定されている（第60条第5項）。

一方、現行条例では、要配慮個人情報に相当する定義規定はないが、思想、信条及び宗教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となる個人情報を、法令等に定めがあるときなどの例外を除き、収集してはならないとして収集に関する制限が規定されている（第8条第5項）。

改正法では、個人情報の保有（取得）は、条例を含む法令の定める事務を遂行するために必要な場合に限り、かつ、利用目的をできる限り特定しなければならないとし（第61条）、偽りその他不正の手段で、個人情報を取得することを禁止しており（第64条）、行政機関等は特定された利用目的の範囲を超えて個人情報を保有できず、要配慮個人情報を取得する場合も含めて、特定された利用目的のために必要な場合に限られるため、現行条例のような収集に関する制限は設けられていない。

このような点も踏まえて、現行条例と改正法の規定を比較したところ、現行条例において収集が制限される個人情報は、改正法に規定された要配慮個人情報に含まれ、現時点において条例要配慮個人情報として独自に規定すべき内容は認められず、今後の社会情勢の変化や市の施策展開等を踏まえて、必要が生じた際に改めて検討すべきである。

【参 考】

《改正法における要配慮個人情報》

改正法第2条第3項	政令第2条
・人種 ・信条 ・社会的身分 ・病歴 ・犯罪の経歴 ・犯罪により害を被った事実	・身体障害、知的障害、精神障害その他の心身の機能の障害があること ・医師等により行われた健康診断その他の検査の結果 ・医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと ・被疑者又は被告人として、刑事事件に関する手続が行われたこと ・非行少年等として、少年の保護事件に関する手続が行われたこと

4 【任意的規定】個人情報取扱事務登録簿の作成・公表

- ① 改正法で作成・公表が義務付けられる個人情報ファイル簿に加えて、趣旨・目的が共通し、記載項目が近似した個人情報取扱事務登録簿の作成・公表を行う規定を置く必要はない。

（運用上の配慮事項について）

- ② ウェブ上での個人情報ファイル簿の検索を容易にする公表システムの整備などにより、市民の利便性のより一層の向上に努めるべきである。

【説 明】

- ① 個人情報取扱事務登録簿の作成・公表について

改正法では、個人情報ファイルの存在及び概要を明らかにすることにより透明性の確保を図り、利用目的ごとの保有個人情報の適正な管理に役立てるとともに、本人が自己に関する個人情報の利用の実態をよりの確に認識することができるようにするため、「個人情報ファイル簿」を作成し、公表しなければならないとした上で（第75条第1項）、さらに、条例で定めるところにより、個人情報ファイル簿とは別の個人情報の保有の状況に関する事項を記載した帳簿を作成し、公表することを妨げるものではないと規定されている（第75条第5項）。

一方、現行条例では、同様の理由から「個人情報取扱事務届出書兼個人情報目録（個人情報取扱事務登録簿）」を作成し、公表しなければならないと規定されている（第7条第5項）。

そこで、両者を比較したところ、趣旨・目的が共通し、記載項目が近似していることから、改正法で作成・公表が義務付けられる個人情報ファイル簿に加えて、個人情報取扱事務登録簿の作成・公表を規定すべき理由は認められない。

（運用上の配慮事項について）

- ② 市民の利便性の向上について

個人情報取扱事務登録簿は、現在、福岡市ホームページに掲載されているが、福岡市においては、改正法の施行に併せて、国の e-Gov を参考に個人情報ファイル簿の検索を容易にする公表システムを整備するなど、制度の運用に当たっては、市民の利便性のより一層の向上に努めるべきである。

【参 考】

《個人情報ファイル簿と個人情報取扱事務登録簿の主な記載項目》

個人情報ファイル簿（改正法）	個人情報取扱事務登録簿（現行条例）
①個人情報ファイルの名称	①個人情報取扱事務の名称
②個人情報ファイルを利用する事務の担当部署	②個人情報取扱事務の担当部署
③個人情報ファイルの利用目的	③個人情報取扱事務の目的
④記録項目	④記録項目
⑤記録範囲	⑤個人情報の本人の範囲
⑥記録情報の収集方法	⑥個人情報の収集先・収集方法
⑦要配慮個人情報の有無	⑦経常的な利用の範囲・提供先
⑧記録情報の経常的提供先	⑧個人情報の処理形態（電算処理等）
⑨開示請求等を受理する担当部署	⑨主な公文書の名称
⑩個人情報ファイルの種別（電算処理等）	⑩閲覧等の制度
⑪匿名加工情報の提案募集の対象	
⑫匿名加工情報の提案を受ける担当部署	

5 【任意的規定】開示請求における不開示情報の範囲

- ① 「個人に関する情報のうち公務員等の職務の遂行に係る情報」については、現行条例及び情報公開条例よりも改正法における開示範囲が狭くなることのないよう、公務員等の氏名を不開示情報から除外するための規定を置くべきである。
- ② 「市民生活の安全等に関する情報」については、現行条例及び情報公開条例における不開示情報の保護が引き続き維持されるよう、情報公開条例との整合を図る規定を置くべきである。

（運用上の配慮事項について）

- ③ 「個人に関する情報のうち当該個人が開示することに同意していると認められる情報」については、現行条例及び情報公開条例よりも改正法における開示範囲が狭くなることのないよう、事務の手引き等で改正法における解釈を明確にすべきである。

【説 明】

改正法では、開示請求における不開示情報を具体的に列挙した上で（第 78 条第 1 項各号）、地方公共団体への適用に当たっては、

- （１）法が定める不開示情報に該当するものであっても情報公開条例の規定により開示することとされている情報として条例で定めるものは不開示情報から除外すること
- （２）行政機関情報公開法第 5 条に規定する不開示情報に準ずる情報であって情報公開条例において開示しないこととされているもののうち当該情報公開条例との整合性を確保するために不開示とする必要があるものとして条例で定めるものについては、不開示情報とすることとして、情報公開条例の規定との整合を図ることが可能とされている（第 78 条第 2 項）。

この点について改正法、情報公開条例及び現行条例の規定を比較するとともに、解釈・運用の面も含めて実質的に改正法の不開示情報に含まれているかどうかの観点、開示請求に関して蓄積された当審議会や情報公開審査会の答申などこれまでの運用との整合性の観点から、上記（１）及び（２）に係る規定の要否の検討を行った。

（１）改正法の不開示情報から除外するための規定を置くべきもの

① 個人に関する情報のうち公務員等の職務の遂行に係る情報

現行条例及び情報公開条例では、個人に関する情報のうち、公務員等の「職」、「職務遂行の内容」及び「氏名」に係る部分は開示するものと規定されている（現行条例第 20 条第 2 号エ、情報公開条例第 7 条第 1 号ウ）。

一方、改正法では、個人に関する情報のうち、公務員等の「職」及び「職務遂行の内容」に係る部分については開示するが、公務員等の「氏名」については不開示とされている（第78条第1項第2号ハ）。

これらの規定を比較したところ、現行条例及び情報公開条例よりも改正法における開示範囲が狭くなることがないように、情報公開条例の規定により開示することとされている情報として公務員等の氏名を不開示情報から除外するための規定を置くべきである。

（2）改正法の不開示情報に加えるための規定を置くべきもの

② 市民生活の安全等に関する情報

現行条例及び情報公開条例では、公にすることにより、人の生命、身体、健康、生活若しくは財産又は環境の保護、犯罪の予防又は捜査その他の市民生活の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報は不開示情報として規定されている（現行条例第20条第4号、情報公開条例第7条第3号）。

一方、改正法では、直接これに相当する規定はなく、開示することにより事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報の一つとして、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報は不開示情報として規定されている（第78条第1項第7号ロ）。

これらの規定を比較したところ、犯罪の予防や捜査など共通する部分もあるものの、現行条例や情報公開条例が、事務又は事業に関する情報（行政運営情報）とは別の情報として規定している趣旨も踏まえると、実質的な開示範囲に差異があると認められることから、現行条例及び情報公開条例における不開示情報の保護が引き続き維持されるよう、情報公開条例との整合性を確保するために不開示とする規定を置くべきである。

（運用上の配慮事項について）

③ 個人に関する情報のうち当該個人が開示することに同意していると認められる情報

現行条例では、個人に関する情報のうち、当該個人が開示することに同意していると認められる情報は開示すると規定されている（第20条第2号イ）。

一方、国においては、「慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」（第78条第1項第2号イ）に当たるとの答申例もあるが、改正法でこれに相当する規定はない。

この規定については、情報公開条例に相当する規定がないことから、改正法の不開示情報から除外する規定を置くことはできないものの、現行条例及び情報公開条例よりも改正法における開示範囲が狭くなることのないよう、職員が使用する事務の手引き等で改正法における解釈を明確にすべきである。

(その他)

なお、現行条例及び情報公開条例では、他の法令の規定等により開示することができない情報は不開示情報として規定されている（現行条例第 20 条第 7 号、情報公開条例第 7 条第 6 号）。

一方、改正法では、これに相当する規定はないが、他の法令の規定等により開示することができないとされている場合、改正法第 78 条第 1 項各号のいずれかの類型に当てはめることが可能であると考えられることから、特に規定を置く必要はない。

【参 考】

《改正法、情報公開条例及び現行条例の規定の比較》

①改正法の不開示情報から除外するための規定を置くべきもの

改正法（第 78 条第 1 項第 2 号）	情報公開条例（第 7 条第 1 号）	現行条例（第 20 条第 2 号）
ハ 当該個人が公務員等（略）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、 <u>当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分</u>	ウ 当該個人が公務員等（略）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、 <u>当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分（当該公務員等の職及び氏名に係る部分を公にすることにより、当該個人の権利利益を不当に害するおそれがある場合にあっては、当該部分を除く。）</u>	エ 当該個人が公務員等（略）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分（当該公務員等の職及び氏名に係る部分を開示することにより、当該個人の権利利益を不当に害するおそれがある場合にあっては、当該部分を除く。）

②改正法の不開示情報に加えるための規定を置くべきもの

改正法（第 78 条第 1 項第 7 号）	情報公開条例（第 7 条）	現行条例（第 20 条）
ロ 独立行政法人等、地方公共団体の機関（都道府県の機関を除く。）又は地方独立行政法人が開示決定等をする場合において、 <u>犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ</u>	(3) 公にすることにより、 <u>人の生命、身体、健康、生活若しくは財産又は環境の保護、犯罪の予防又は捜査その他の市民生活の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報</u>	(4) 開示することにより、人の生命、身体、健康、生活若しくは財産又は環境の保護、犯罪の予防又は捜査その他の市民生活の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報

③改正法における解釈を明確にすべきもの

改正法（第 78 条第 1 項第 2 号）	情報公開条例（第 7 条）	現行条例（第 20 条第 2 号）
（イ <u>法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報</u> ）	（規定なし）	イ <u>当該個人が、開示することについて同意していると認められる情報</u>

※内閣府情報公開・個人情報保護審査会

平成 17 年 9 月 28 日答申

6 【任意的規定】開示・訂正・利用停止の手続

- ① 開示・訂正・利用停止決定等の期限については、市民の利便性、公文書公開請求制度との整合の観点から、いずれも現行条例と同等の期限となるよう規定を置くべきである。

(運用上の配慮事項について)

- ② 現行条例で存否応答拒否を行った場合に、当審議会への報告を義務付けている仕組みについては、当審議会が存否応答拒否の運用を事後的にチェックできるよう、改正法のもとでも報告の仕組みが必要である。

【説 明】

- ① 開示・訂正・利用停止決定等の期限について

改正法では、開示決定等は、開示請求があった日から 30 日以内にしなければならないとした上で、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、その期間を 30 日以内に限り延長することができると規定されている（第 83 条）。

一方、現行条例では、開示決定等は、開示請求があった日の翌日から起算して 7 営業日以内にしなければならないとした上で、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、開示請求があった日の翌日から起算して 20 営業日を限度として延長することができると規定されている（第 25 条）。

この点について改正法では、開示請求等の手続については、改正法の規定に反しない限り、条例で必要な規定を定めることを妨げるものではないと規定されており（第 108 条）、条例で定めるところにより、開示決定等の期限を改正法の規定より短い期間とすることも可能とされている。

現行条例における開示決定等の期限は、公文書公開請求制度との整合を図りながら、長年に渡って運用されてきたものであり、今回の改正をきっかけに従来の期限の定めを変更しなければならない理由も認められない。

そのため、市民の利便性や、公文書公開請求制度との整合の観点を踏まえると、開示決定等の期限は、現行条例と同等の期限となるよう規定を置くべきである。

また、訂正・利用停止決定等の期限も同様に、現行条例と同等の期限となるよう規定を置くべきである。

(運用上の配慮事項について)

② 存否応答拒否の報告について

現行条例では、開示請求に対して、個人情報の存否を回答するだけで、非開示情報により保護する利益が損なわれるおそれがある場合に、例外的に個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否する存否応答拒否を定めるとともに（第23条第1項）、実施機関は、存否応答拒否をしたときは、当審議会に報告しなければならないこととしている（同条第2項）。

一方、改正法では、存否応答拒否をすることができる旨の規定はあるが（第81条）、審議会への報告に相当する規定はない。

この点について、現行条例が当審議会に報告を義務付ける趣旨は、開示請求に対する例外的な処分である存否応答拒否の運用を、当審議会が事後的にチェックするものであり、改正法のもとでもその必要性は変わらないことから、存否応答拒否を行った際には当審議会に対して、開示請求に係る保有個人情報の内容や、その存否を明らかにしない理由について報告を行う仕組みが必要である。

7 【任意的規定】 審査請求の手續

審査請求に関して、当審議会がこれまでと同様に審議を行うことができるよう、行政不服審査法第 81 条第 1 項に定める機関に位置付けるとともに、現行条例と同等のインカメラ審理等の権限及び諮問・裁決の期限について規定を置くべきである。

【説 明】

○ 審査請求を諮問する機関

改正法では、開示決定等について審査請求があったときは、行政不服審査法第 81 条第 1 項（常設）又は第 2 項（臨時）に定める機関に諮問しなければならないと規定されている（第 105 条第 3 項により読み替えて準用する同条第 1 項）。

現行条例では、開示決定等について審査請求があったときは、当審議会に諮問している（第 49 条第 1 項）が、当審議会は常設の附属機関であるため、改正法のもとでも引き続き、審査請求に係る調査審議を行うためには、行政不服審査法第 81 条第 1 項に定める機関に位置付ける必要がある。

○ インカメラ審理等の権限及び諮問・裁決の期限

改正法では、審査請求の手續について、改正法の規定に反しない限り、条例で必要な規定を定めることを妨げるものではないと規定されている（第 108 条）。

現行条例では、実施機関の判断の適法性等について迅速かつ適切に判断するために、当審議会が開示決定等に係る保有個人情報を実際に見分するインカメラ審理など開示請求等に特有の権限が規定されているが（第 63 条）、改正法により読み替えて適用する行政不服審査法の調査手續には、これら開示請求等に特有の調査権限は規定されていない。

また、現行条例では、審査請求があったときは、当該審査請求に係る審査庁は、当該審査請求があった日の翌日から起算して 30 日以内に、当審議会に諮問しなければならないとした上で（第 49 条第 1 項）、諮問をした審査庁は、当該諮問に対する当審議会の答申を受けたときは、これを尊重して、当該答申があった日の翌日から起算して 30 日以内に、当該審査請求に対する裁決をしなければならないと規定されている（同条第 2 項）。

一方、改正法では、審査庁は、行政不服審査法第 81 条第 1 項に定める機関から諮問に対する答申を受けたときは、遅滞なく、裁決をしなければならないとの規定はあるが（改正法第 106 条第 2 項により読み替えて適用する行政不服審査法第 44 条）、現行条例のような 30 日以内という具体的な諮問・裁決の期限は規定されていない。

そのため、審査請求に関して、当審議会がこれまでと同様に審議を行うことができるよう、現行条例と同等のインカメラ審理等の権限及び諮問・裁決の期限について規定を置くべきである。

8 【任意的規定】 審議会への諮問

条例の改廃や特定個人情報保護評価について、改正法第 129 条に基づき当審議会に諮問することができるよう、必要な規定を置くべきである。

【説 明】

現行条例では、下記の事項について当審議会の意見を聴くため、諮問を行うことが規定されている。

- (1) 個別事案の個人情報の取扱いについての諮問事項
 - 本人以外のものからの個人情報の収集（第 8 条第 4 項第 7 号）
 - 思想、信条等に関する個人情報の収集（第 8 条第 5 項第 3 号）
 - 利用目的以外の目的での保有個人情報の利用・提供（第 10 条第 2 項第 6 号）
 - 市の機関以外の者との間での通信回線による電子計算組織の結合（第 12 条）
- (2) 開示・訂正・利用停止決定等についての審査請求（第 49 条第 1 項）
- (3) 個人情報保護制度の運用に関する重要事項（第 56 条第 2 項第 4 号）
（条例の改廃、特定個人情報保護評価）

一方、改正法では、地方公共団体の機関は、条例で定めるところにより、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審議会その他の合議制の機関に諮問することができると規定されている（第 129 条）。

この点について、個人情報保護委員会が作成する改正法のガイドラインによると、社会全体のデジタル化に対応した個人情報の保護とデータ流通の両立の要請を踏まえて、地方公共団体の個人情報保護制度についても、法の規律を適用して解釈を委員会が一元的に担う仕組みが確立されたところ、地方公共団体の機関において、法に照らした個別事案の適否の判断について審議会等への諮問を行うことは、法の規律と解釈の一元化という改正法の趣旨に反するものであるとされている。

なお、同ガイドラインによると、改正法及びガイドライン等の適正な運用をもって個人情報の保護が図られることとなることに加え、地方公共団体は、改正法第 166 条の規定に基づき、専門性を有する委員会に助言を求めることも可能であることから、個別の事案について重ねて審議会等の意見を聴くことが必要となる場面は少なくなると考えられるともされている。

そのため、改正法の施行後は、上記（１）の個別事案の個人情報の取扱いについて、当審議会へ諮問を行うことは想定されなくなるものの、これまで個人情報保護制度の運用に関する重要事項として諮問を行ってきた、上記（３）の条例の改廃や特定個人情報保護評価に関する事項については、改正法のもとでも審議の必要性は変わらないことから、これらの事項について改正法第 129 条に基づき当審議会に諮問することができるよう、必要な規定を置くべきである。

なお、上記（２）の審査請求については、改正法のもとでも当審議会が行政不服審査法第 81 条第 1 項に定める機関として、引き続き諮問を受けることは、前記「7 【任意的規定】 審査請求の手続」で述べたとおりである。

第4 参考資料

諮 問 書

情公第410号
令和4年3月22日

福岡市個人情報保護審議会
会長 五十川 直行 様

福岡市長 高島 宗一郎

個人情報保護法の改正に伴う
福岡市の個人情報保護制度における対応について（諮問）

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）が改正され、地方公共団体についても同法に定める全国的な共通ルールが適用されることに伴い、福岡市においても、同法の施行までの間に、同法の趣旨・目的及び関係規定に照らして、所要の対応を講ずる必要が生じております。

つきましては、福岡市個人情報保護条例第56条第2項第4号の規定により、同法に基づき条例で定める事項等、福岡市の個人情報保護制度における対応の方向性について諮問します。

審議の経過

開催日	会 議	主な審議事項等
令和４年 ３月２８日	第６１回 全 体 会	諮問
令和４年 ４月２０日	第８回 制度部会	調査審議 ○現行条例と改正法の主な相違点 ○条例事項 ・【任意的規定】 条例要配慮個人情報の内容 ・【任意的規定】 個人情報取扱事務登録簿の作成・公表
令和４年 ５月１８日	第９回 制度部会	調査審議 ○条例事項 ・【任意的規定】 開示請求における不開示情報の範囲
令和４年 ６月２２日	第１０回 制度部会	調査審議 ○条例事項 ・【任意的規定】 開示・訂正・利用停止の手続 ・【必要的規定】 開示請求における手数料
令和４年 ７月２０日	第１１回 制度部会	調査審議 ○条例事項 ・【任意的規定】 審査請求の手続 ・【必要的規定】 行政機関等匿名加工情報の利用契約 における手数料
令和４年 ８月１７日	第１２回 制度部会	調査審議 ○条例事項 ・【任意的規定】 審議会への諮問
令和４年 ９月１４日	第１３回 制度部会	調査審議 ○これまでのふり返りと答申の方向性の確認
令和４年 １０月５日	第１４回 制度部会	答申案の審議①
令和４年 １１月１６日	第１５回 制度部会	答申案の審議②
令和４年 １１月１７日	—	答申

福岡市個人情報保護審議会委員名簿

(敬称略、五十音順、役職名は就任当時)

氏 名	役職名	部会等
いそがわ なおゆき 五十川 直行	九州大学 名誉教授	会長 制度部会長
いながわ しゅうじ 稲川 秀司	福岡銀行 クオリティ統括部 コンプライアンス室 部長代理	
いなば みゆき 稲葉 美由紀	九州大学大学院 基幹教育院 教授	
えぼし こういち 永星 浩一	福岡大学 商学部 教授	制度部会委員
おおがみ ともこ 大神 朋子	弁護士	
おやま たけし 小山 毅	福岡市自治協議会等 7 区会長会	
きたさか なおひろ 北坂 尚洋	福岡大学 法学部 教授	部会長職務代理者 制度部会委員
さくま こう 作間 功	弁護士	会長職務代理者 制度部会委員
とりごえ しほり 鳥越 しほり	有限責任監査法人トーマツ リスクアドバイザー事業本部 マネジャー 公認情報システム監査人	
はぎわら かよこ 萩原 香代子	福岡市七区男女共同参画協議会	
やました あきこ 山下 亜紀子	九州大学大学院 人間環境学研究院 准教授	制度部会委員

関係法令

○ 個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）（抄）

条項	条文
第 2 条 第 3 項	3 この法律において「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報をいう。
第 60 条 第 3 項	3 この章において「行政機関等匿名加工情報」とは、次の各号のいずれにも該当する個人情報ファイルを構成する保有個人情報の全部又は一部（これらの一部に行政機関情報公開法第五条に規定する不開示情報（同条第一号に掲げる情報を除き、同条第二号ただし書に規定する情報を含む。以下この項において同じ。）、独立行政法人等情報公開法第五条に規定する不開示情報（同条第一号に掲げる情報を除き、同条第二号ただし書に規定する情報を含む。）又は地方公共団体の情報公開条例（地方公共団体の機関又は地方独立行政法人の保有する情報の公開を請求する住民等の権利について定める地方公共団体の条例をいう。以下この章において同じ。）に規定する不開示情報（行政機関情報公開法第五条に規定する不開示情報に相当するものをいう。）が含まれているときは、これらの不開示情報に該当する部分を除く。）を加工して得られる匿名加工情報をいう。 一 第七十五条第二項各号のいずれかに該当するもの又は同条第三項の規定により同条第一項に規定する個人情報ファイル簿に掲載しないこととされるものでないこと。 二 行政機関情報公開法第三条に規定する行政機関の長、独立行政法人等情報公開法第二条第一項に規定する独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に対し、当該個人情報ファイルを構成する保有個人情報が記録されている行政文書等の開示の請求（行政機関情報公開法第三条、独立行政法人等情報公開法第三条又は情報公開条例の規定による開示の請求をいう。）があったとしたならば、これらの者が次のいずれかを行うこととなるものであること。 イ 当該行政文書等に記録されている保有個人情報の全部又は一部を開示する旨の決定をすること。 ロ 行政機関情報公開法第十三条第一項若しくは第二項、独立行政法人等情報公開法第十四条第一項若しくは第二項又は情報公開条例（行政機関情報公開法第十三条第一項又は第二項の規定に相当する規定を設けているものに限る。）の規定により意見書の提出の機会を与えること。 三 行政機関等の事務及び事業の適正かつ円滑な運営に支障のない範囲内で、第百十六条第一項の基準に従い、当該個人情報ファイルを構成する保有個人情報を加工して匿名加工情報を作成することができるものであること。
第 60 条 第 5 項	5 この章において「条例要配慮個人情報」とは、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が保有する個人情報（要配慮個人情報を除く。）のうち、地域の特性その他の事情に応じて、本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱い

	に特に配慮を要するものとして地方公共団体が条例で定める記述等が含まれる個人情報という。
第 61 条	行政機関等は、個人情報を保有するに当たっては、法令（条例を含む。第六十六条第二項第三号及び第四号、第六十九条第二項第二号及び第三号並びに第四節において同じ。）の定める所掌事務又は業務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用目的をできる限り特定しなければならない。 2 行政機関等は、前項の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。 3 行政機関等は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。
第 64 条	行政機関の長等は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。
第 75 条 第 1 項	行政機関の長等は、政令で定めるところにより、当該行政機関の長等の属する行政機関等が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ前条第一項第一号から第七号まで、第九号及び第十号に掲げる事項その他政令で定める事項を記載した帳簿（以下この章において「個人情報ファイル簿」という。）を作成し、公表しなければならない。
第 75 条 第 5 項	5 前各項の規定は、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が、条例で定めるところにより、個人情報ファイル簿とは別の個人情報の保有の状況に関する事項を記載した帳簿を作成し、公表することを妨げるものではない。
第 78 条	行政機関の長等は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下この節において「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。 一 開示請求者（第七十六条第二項の規定により代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあっては、当該本人をいう。次号及び第三号、次条第二項並びに第八十六条第一項において同じ。）の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報 二 開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。 イ 法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報 ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報 ハ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第二条第一項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法第二条第四項に規定する行政執行法人の職員を除く。）、独立行政法人等の職員、地方公務員法（昭和二十五年法律第

	二百六十一号)第二条に規定する地方公務員及び地方独立行政法人の職員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分 三 法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号において「法人等」という。)に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。 イ 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの ロ 行政機関等の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであつて、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの 四 行政機関の長が第八十二条各項の決定(以下この節において「開示決定等」という。)をする場合において、開示することにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあると当該行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報 五 行政機関の長又は地方公共団体の機関(都道府県の機関に限る。)が開示決定等をする場合において、開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると当該行政機関の長又は地方公共団体の機関が認めることにつき相当の理由がある情報 六 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの 七 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの イ 独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が開示決定等をする場合において、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ ロ 独立行政法人等、地方公共団体の機関(都道府県の機関を除く。)又は地方独立行政法人が開示決定等をする場合において、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ ハ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確
--	---

	な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ ニ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ ホ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ ヘ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ ト 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ 2 地方公共団体の機関又は地方独立行政法人についての前項の規定の適用については、同項中「掲げる情報（）」とあるのは、「掲げる情報（情報公開条例の規定により開示することとされている情報として条例で定めるものを除く。）又は行政機関情報公開法第五条に規定する不開示情報に準ずる情報であつて情報公開条例において開示しないこととされているもののうち当該情報公開条例との整合性を確保するために不開示とする必要があるものとして条例で定めるもの（）」とする。
第 81 条	開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、行政機関の長等は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。
第 83 条	開示決定等は、開示請求があつた日から三十日以内にしなければならない。ただし、第七十七条第三項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。 2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を三十日以内に限り延長することができる。この場合において、行政機関の長等は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。
第 89 条 第 2 項	2 地方公共団体の機関に対し開示請求をする者は、条例で定めるところにより、実費の範囲内において条例で定める額の手数料を納めなければならない。
第 105 条 第 1 項	開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があつたときは、当該審査請求に対する裁決をすべき行政機関の長等は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、情報公開・個人情報保護審査会（審査請求に対する裁決をすべき行政機関の長等が会計検査院長である場合にあっては、別に法律で定める審査会）に諮問しなければならない。 一 審査請求が不適法であり、却下する場合 二 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとする場合（当該保有個人情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。） 三 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の訂正をすることとする場合

	四 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の利用停止をすることとする場合
第 105 条 第 3 項	3 前二項の規定は、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人について準用する。この場合において、第一項中「情報公開・個人情報保護審査会（審査請求に対する裁決をすべき行政機関の長等が会計検査院長である場合にあっては、別に法律で定める審査会）」とあるのは、「行政不服審査法第八十一条第一項又は第二項の機関」と読み替えるものとする。
第 106 条 第 2 項	2 地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に対する開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求についての次の表の上欄に掲げる行政不服審査法の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。
第 107 条 第 2 項	2 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為についての審査請求については、政令（地方公共団体の機関又は地方独立行政法人にあっては、条例）で定めるところにより、行政不服審査法第四条の規定の特例を設けることができる。
第 108 条	この節の規定は、地方公共団体が、保有個人情報の開示、訂正及び利用停止の手続並びに審査請求の手続に関する事項について、この節の規定に反しない限り、条例で必要な規定を定めることを妨げるものではない。
第 119 条 第 3 項	3 第百十五条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を地方公共団体の機関と締結する者は、条例で定めるところにより、実費を勘案して政令で定める額を標準として条例で定める額の手数料を納めなければならない。
第 119 条 第 4 項	4 前条第二項において準用する第百十五条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を地方公共団体の機関と締結する者は、条例で定めるところにより、前項の政令で定める額を参酌して政令で定める額を標準として条例で定める額の手数料を納めなければならない。
第 129 条	地方公共団体の機関は、条例で定めるところにより、第三章第三節の施策を講ずる場合その他の場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審議会その他の合議制の機関に諮問することができる。
第 166 条 第 1 項	地方公共団体は、地方公共団体の機関、地方独立行政法人及び事業者等による個人情報の適正な取扱いを確保するために必要があると認めるときは、委員会に対し、必要な情報の提供又は技術的な助言を求めることができる。

○ 個人情報の保護に関する法律施行令（平成 15 年政令第 507 号）（抄）

条項	条文
第 2 条	法第二条第三項の政令で定める記述等は、次に掲げる事項のいずれかを内容とする記述等（本人の病歴又は犯罪の経歴に該当するものを除く。）とする。

	一 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の個人情報保護委員会規則で定める心身の機能の障害があること。 二 本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者（次号において「医師等」という。）により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査（同号において「健康診断等」という。）の結果 三 健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと。 四 本人を被疑者又は被告人として、逮捕、搜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと。 五 本人を少年法（昭和二十三年法律第百六十八号）第三条第一項に規定する少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと。
第 31 条	法第百十九条第一項の規定により納付しなければならない手数料の額は、二万千円に次に掲げる額の合計額を加算した額とする。 一 行政機関等匿名加工情報の作成に要する時間一時間までごとに三千九百五十円 二 行政機関等匿名加工情報の作成の委託を受けた者に対して支払う額（当該委託をする場合に限る。） 2 法第百十九条第二項の規定により納付しなければならない手数料の額は、次の各号に掲げる行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 一 次号に掲げる者以外の者 法第百十五条の規定により当該行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者が法第百十九条第一項の規定により納付しなければならない手数料の額と同一の額 二 法第百十五条（法第百十八条第二項において準用する場合を含む。）の規定により当該行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結した者 一万二千六百円 3 前二項の手数料（以下この項において単に「手数料」という。）は、次に掲げる行政機関又は部局若しくは機関において手数料を納付する場合を除き、個人情報保護委員会規則で定める書面に収入印紙を貼って納付しなければならない。 一 特許庁 二 その長が法第百二十六条の規定による委任を受けた職員である部局又は機関であって、手数料の納付について収入印紙によることが適当でないものとして当該職員が官報により公示したもの 4 法第百十九条第三項の政令で定める額は、第一項に定める額とする。 5 法第百十九条第四項の同条第三項の政令で定める額を参酌して政令で定める額は、第二項に定める額とする。

○ 福岡市個人情報保護条例（平成 17 年福岡市条例第 103 号）（抄）

条項	条文
第 7 条 第 5 項	5 市長は、規則で定めるところにより、第 1 項又は第 2 項の規定による届出に係る事項を記載した目録を作成し、公表しなければならない。
第 8 条 第 4 項	4 実施機関は、実施機関以外のものから個人情報を収集するときは、本人から収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。 (1) 法令又は条例（以下「法令等」という。）に定めがあるとき。 (2) 本人の同意があるとき。 (3) 出版、報道等により公にされているとき。 (4) 人の生命、身体、健康、生活若しくは財産又は環境の保護のために緊急に必要があるとき。 (5) 所在不明、精神上の障がい等の事由により、本人から収集することが困難であるとき。 (6) 争訟、選考、指導、相談等の事務を遂行する場合において、本人から収集したのでは、当該事務の性質上、その公正かつ適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。 (7) 前各号に掲げる場合のほか、実施機関が、福岡市個人情報保護審議会の意見を聴いて、公益上の必要があると認めるとき。
第 8 条 第 5 項	5 実施機関は、思想、信条及び宗教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となる個人情報を収集してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。 (1) 法令等に定めがあるとき。 (2) 人の生命、身体、健康、生活若しくは財産又は環境の保護のために緊急に必要があるとき。 (3) 前 2 号に掲げる場合のほか、実施機関が、福岡市個人情報保護審議会の意見を聴いて、公益上の必要があると認めるとき。
第 10 条 第 2 項	2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合は、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は当該実施機関以外の者へ提供することができる。ただし、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。 (1) 法令等に定めがあるとき。 (2) 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。 (3) 出版、報道等により公にされているとき。 (4) 人の生命、身体、健康、生活若しくは財産又は環境の保護のために緊急に必要があるとき。 (5) 専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は他の実施機関若しくは国等に提供するとき。 (6) 前各号に掲げる場合のほか、実施機関が、福岡市個人情報保護審議会の意見を聴

	いて、公益上の必要があると認めるとき。
第 12 条	実施機関は、福岡市個人情報保護審議会の意見を聴いて、公益上の必要があり、かつ、個人の権利利益を侵害するおそれがないと認めるときでなければ、保有個人情報の取扱いに当たり、市の機関以外の者との間において通信回線による電子計算組織の結合を行ってはならない。ただし、番号法第 2 条第 14 項に規定する情報提供ネットワークシステムについては、この限りでない。
第 20 条	実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「非開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。 (1) 開示請求者（第 18 条第 2 項又は第 3 項の規定により代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあつては、当該本人をいう。次号及び第 3 号、次条第 2 項並びに第 29 条第 1 項において同じ。）の生命、身体、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報 (2) 開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。 ア 法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報 イ 当該個人が、開示することについて同意していると認められる情報 ウ 人の生命、身体、健康、生活若しくは財産又は環境を保護するため、開示することが必要であると認められる情報 エ 当該個人が公務員等（福岡市情報公開条例第 7 条第 1 号ウに規定する公務員等をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分（当該公務員等の職及び氏名に係る部分を開示することにより、当該個人の権利利益を不当に害するおそれがある場合にあつては、当該部分を除く。） (3) 法人その他の団体（市及び国等を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、身体、健康、生活若しくは財産又は環境を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。 ア 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの イ 実施機関の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであつて、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他

	の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの (4) 開示することにより、人の生命、身体、健康、生活若しくは財産又は環境の保護、犯罪の予防又は捜査その他の市民生活の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報 (5) 市の機関及び国等の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの (6) 市の機関又は国等が行う事務又は事業に関する情報であつて、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市又は国等の財産上の利益又は当事者としての地位を著しく害するおそれ ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を著しく阻害するおそれ エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に著しく支障を及ぼすおそれ (7) 法令等若しくは福岡市議会会議規則（昭和 33 年福岡市議会規則第 1 号）の規定又は実施機関が法律上従う義務を負う国等の機関の指示により、開示することができないと認められる情報
第 23 条	開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。 2 実施機関は、前項の規定により開示請求を拒否したときは、速やかに、規則で定めるところにより、その旨を福岡市個人情報保護審議会に報告しなければならない。
第 25 条	前条第 1 項又は第 2 項の決定（以下「開示決定等」という。）は、開示請求があつた日の翌日から起算して 7 日以内にしなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を開示請求があつた日の翌日から起算して 20 日を限度として延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、速やかに、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。 3 前 2 項に規定する期間の計算に当たっては、次に掲げる日数は、当該期間に算入しない。 (1) 福岡市の休日定める条例（平成 2 年福岡市条例第 52 号）第 1 条第 1 項に規定す

	る本市の休日 (2) 第 19 条第 3 項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数
第 31 条	前条第 1 項の規定により写しの交付の方法による保有個人情報の開示を受ける者は、市長が定めるところにより、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。
第 49 条	前条第 1 項の審査請求があったときは、当該審査請求に係る審査庁は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、当該審査請求があった日の翌日から起算して 30 日以内に、福岡市個人情報保護審議会に諮問しなければならない。 (1) 審査請求が明らかに不適法であり、却下するとき。 (2) 審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。以下この号及び第 51 条において同じ。）を取り消し、又は変更し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとするとき。ただし、当該開示決定等について反対意見書が提出されているときを除く。 (3) 審査請求に係る訂正決定等（訂正請求の全部を容認して訂正をする旨の決定を除く。）を取り消し、又は変更し、当該審査請求に係る訂正請求の全部を容認して訂正することとするとき。 (4) 審査請求に係る利用停止決定等（利用停止請求の全部を容認して利用停止をする旨の決定を除く。）を取り消し、又は変更し、当該審査請求に係る利用停止請求の全部を容認して利用停止することとするとき。 2 前項の規定により諮問をした審査庁（以下「諮問庁」という。）は、当該諮問に対する福岡市個人情報保護審議会の答申を受けたときは、これを尊重して、当該答申があった日の翌日から起算して 30 日以内に、当該審査請求に対する裁決をしなければならない。
第 56 条	この条例の適正な運用を図るため、福岡市個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）を置く。 2 審議会は、次に掲げる事務を行う。 (1) 第 8 条第 4 項第 7 号、同条第 5 項第 3 号、第 10 条第 2 項第 6 号及び第 12 条の規定により意見を述べること。 (2) 第 13 条第 4 項の規定により報告を求め、及び意見を述べること。 (3) 第 49 条第 1 項の規定による諮問に応じ、審査請求について調査審議すること。 (4) 個人情報保護制度の運用に関する重要事項について、実施機関の諮問に応じて答申し、及び建議すること。
第 63 条	部会は、必要があると認めるときは、実施機関に対し、開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る保有個人情報の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、部会に対し、その提示された保有個人情報の開示を求めることができない。 2 実施機関は、部会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

	3 部会は、必要があると認めるときは、実施機関に対し、開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る保有個人情報に含まれている情報の内容を部会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、部会に提出するよう求めることができる。 4 第1項及び前項に定めるもののほか、部会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人又は実施機関（以下「審査請求人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ、又は鑑定を求めること、その他必要な調査をすることができる。
--	---

○ 福岡市情報公開条例（平成14年福岡市条例第3号）（抄）

条項	条文
第7条	実施機関は、公開請求があったときは、公開請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「非公開情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該公文書を公開しなければならない。 (1) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。 ア 法令若しくは条例（以下「法令等」という。）の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報 イ 人の生命、身体、健康、生活若しくは財産又は環境を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報 ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員、地方独立行政法人の役員及び職員並びに地方三公社の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分（当該公務員等の職及び氏名に係る部分を公にすることにより、当該個人の権利利益を不当に害するおそれがある場合にあっては、当該部分を除く。） (2) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び地方三公社を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、身体、健康、生活若しくは財産又は環境を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。 ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

	イ 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの (3) 公にすることにより、人の生命、身体、健康、生活若しくは財産又は環境の保護、犯罪の予防又は捜査その他の市民生活の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報 (4) 市の機関及び国等（国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び地方三公社をいう。以下同じ。）の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの (5) 市の機関又は国等が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市又は国等の財産上の利益又は当事者としての地位を著しく害するおそれ ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を著しく阻害するおそれ エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に著しく支障を及ぼすおそれ (6) 法令等若しくは福岡市議会会議規則（昭和 33 年福岡市議会規則第 1 号）の規定又は実施機関が法律上従う義務を負う国等の機関の指示により、公にすることができないと認められる情報
--	--

○ 行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）（抄）

条項	条文
第 44 条	審査庁は、行政不服審査会等から諮問に対する答申を受けたとき（前条第一項の規定による諮問を要しない場合（同項第二号又は第三号に該当する場合を除く。））にあつては審理員意見書が提出されたとき、同項第二号又は第三号に該当する場合にあつては同項第二号又は第三号に規定する議を経たとき）は、遅滞なく、裁決をしなければならない。
第 81 条	地方公共団体に、執行機関の附属機関として、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理するための機関を置く。 2 前項の規定にかかわらず、地方公共団体は、当該地方公共団体における不服申立ての状況等に鑑み同項の機関を置くことが不適当又は困難であるときは、条例で定めると

	ころにより、事件ごとに、執行機関の附属機関として、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理するための機関を置くこととすることができる。 3 前節第二款の規定は、前二項の機関について準用する。この場合において、第七十八条第四項及び第五項中「政令」とあるのは、「条例」と読み替えるものとする。 4 前三項に定めるもののほか、第一項又は第二項の機関の組織及び運営に関し必要な事項は、当該機関を置く地方公共団体の条例(地方自治法第二百五十二条の七第一項の規定により共同設置する機関にあっては、同項の規約)で定める。
--	--